

# 新しいマル乳・マル子 医療証を送付します

現況届を提出し資格を更新した方に、10月1日から使用する乳幼児医療費助成（マル乳）・義務教育就学児医療費助成（マル子）の新しい医療証（オレンジ色）を9月末までに郵送します。現在使用中の医療証（緑色）は、10月1日

には所得制限があります。23年度所得超過により、9月30日をもって資格消滅となる方には、受給資格消滅通知書を9月末までに郵送します。

新たに受給の対象になる場合もあります

これまで所得超過により、義務教育就学児医療費助成（小・中学生）の対象とならなかった家庭でも、23年度22年分）に所得の減少・扶養家族の増加・国民年金から厚生年金への変更などがあつた場合は、受給の対象となる場合があります。

所得制限額表（上表参照）を確認の上、新たに対象となることを見込まれる方は、9月中に申請をしてください。

【新規申請に必要なもの】  
①健康保険証の写し（申請者と対象児童のもの）  
②認め印  
③23年1月2日以降に東久留米市に転入した方は、23年1月1日在任の市区町村長の発行

## 義務教育就学児の医療費助成に係る 23年度（22年中所得）所得制限額

扶養親族などの数	国民年金加入者など	厚生年金・各種年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円

※所得制限額に計算する金額  
○老人扶養親族1人につき6万円  
○5人目以降1人増すごとに38万円  
※所得額から控除できる金額  
○社会保険料相当額 一律8万円  
○雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除相当額  
○障害者控除額（普通）27万円、（特別）40万円  
○寡婦・寡夫控除額（普通）27万円、（特別）35万円

## 学校給食で 使用している食材の 産地を公表します

小・中学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食材を購入し、衛生的な調理を行い、児童・生徒へ栄養バランスの取れた学校給食を提供しています。

学校給食で使用されている食材の産地について、保護者の皆さんにより安心していただくため、当分の間、次の方法で公表します。

## 就学援助費の申請は お済みですか

### お済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校でかかる費用が非常に大きな負担となっている家庭に対して、教育費の一部を援助しています。

また、手続きをしていない方や新たに市外から転入した方は、学務課（市役所6階）で至急手続きをしてください。【対象】お子さんと同居する

## 重度の視覚障害をもつ方に対して 同行援護サービス が始まります

障害者自立支援法の改正により、10月から重度の視覚障害者に対する同行援護のサービスが始まります。

同行援護の内容は、「移動時とそれに伴う外出先において必要な移動の援護および視覚的情報伝達支援」および「外出の際に必要な排せつ・食事などの介護」です。居宅内の介護・介助は含まれません。

帯（準要保護）で、22年分の世帯全員の総収入が認定基準以下の世帯の方

詳しくは同課学事係 ☎470・7779へ。

## 幼稚園等就園奨励費・ 幼稚園園児等保護者 各補助金手続きはお早めに

市では、私立幼稚園または幼稚園類似施設に通園している市内在住の園児の保護者に対し、世帯の所得に応じて保育料を減免または補助する事業を行っています。

まだ手続きをしていない方や、新たに市外から転入された方は、至急手続きをしてください。

手続き方法や内容など、詳しくは子育て支援課子育て支援係 ☎470・7735へ。

子ども1人当たり月額1万3000円の支給が23年9月分まで延長されます（所得制限はありません）。現在受給中の方には、23年6月～9月分の子ども手当が10月に支給されます。

子ども手当は、つなぎ法案の成立により、15歳以下の子どもに支給されます。

これまで視覚障害者として移動支援の登録を受けていた方には、個別に申請に関するご案内を通知していますので、お知らせされた期日までに手続きをしてください。

同行援護のサービスを希望する方は、障害福祉課（市役所1階）へご相談ください。

現在、10月以降の日中一時移動支援事業・利用手続き

点字を基礎から学びたい方を対象に点字講習会（初級）を開催します。受講経験者も歓迎します。ぜひ、申し込みください。

▼日程 10月5日～12月14日

## 第12回障害者雇用促進パネル展

9月は「障害者雇用支援月間」です。市では、障害者雇用についての理解と協力を深めていただくために「パネル展」を行います。障害のある方が地域の作業所などで働く姿や、就労支援の取り組みを紹介します。ぜひ、ご来場ください。

9日（金）のいずれも午前9時～午後4時（7日は午後1時から）

【会場】市役所1階屋内ひろば

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

## さいわい福祉センター情報

### 点字講習会

点字を基礎から学びたい方を対象に点字講習会（初級）を開催します。受講経験者も歓迎します。ぜひ、申し込みください。

▼日程 10月5日～12月14日

### 日中一時支援事業・移動支援事業の利用手続き

現在、10月以降の日中一時支援と移動支援事業の利用申し込みを受け付けています。すでに利用している方には、継続の書類を発送しています。新たに利用を希望する方は、身体・知的・精神障害者の手帳など認め印を持参の

▼対象 市内在住の15歳～64歳の方で医療行為を終え、

## 都営交通機関の 無料乗車券

更新手続きは  
9月1日（木）から

市では、下表の手帳をお持ちの方および手帳などを受給している世帯に、「都営交通機関の無料乗車券」を発行しています。

22年9月の書き換えから、通期期限は記名人の誕生日までとなりました。今後は9月の一斉更新はなくなります。

詳しくは同課管理係 ☎470・7747へ。

対象	発行時に必要な手帳・証書など
①身体障害者	身体障害者手帳
②知的障害者	愛の手帳
③戦傷病者	戦傷病者手帳
④原爆被爆者	被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定証または健康管理手帳
⑤生活保護受給世帯員	保護開始決定通知書
⑥中国残留邦人等	支援給付決定通知書
⑦児童扶養手当受給世帯員	児童扶養手当証書または受給者証明書
⑧被救護者	当該施設の長が発行する証明書

センターの利用者を募集しています

次の①②のいずれも、介護保険によるサービスを受けていない方が対象です。申し込みと詳細は、平日の午前9時～午後5時に電話（477・2711）またはファクス（477・2750）で、さいわい福祉センターへ。

### ②入浴サービス

▼対象 家庭で入浴が困難な市内在住のおおむね64歳以下の方で、身体障害者手帳1・2級に該当し、一定の医療行為を終え、症状が安定している方  
▼利用回数 月2回  
▼費用 1回600円  
▼募集期間 9月1日（木）～7日（水）

詳しくは同課管理係 ☎470・7747へ。